

渡辺康行＝宍戸常寿＝松本和彦＝工藤達朗

『 憲法 I 基本権〔第 2 版〕 』

第 1 刷 訂正表

※ 以下の訂正・変更がございます。お詫びして訂正いたします。

375 頁上から 14 行目～15 行目まで

【誤】

……例えば年金額が拠出額を下回るような場合については、財産権侵害として合憲性を審査する余地がありうる（→第 15 章第 2 節 **4**(2)）。

【正】

……例えば年金額が拠出額を下回るような場合については、財産権侵害として合憲性を審査する余地がありうる（→第 15 章第 2 節 **5**(2)）。